

創価大学地域・産学連携センター規程

(趣旨)

- 第1条 創価大学に、創価大学地域・産学連携センター（以下「センター」という。）を置く。
2 センターの運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 センターは、創価大学社会連携ポリシー（平成20年12月6日制定）を推進するため、行政や産業界、教育機関等と連携し、本学における教育・研究の発展と、社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは前条に規定する目的を達するため、次の業務を行う。
- (1) 行政との連携に関すること。
 - (2) 他大学・研究機関等との連携に関すること。
 - (3) 産業界との連携に関すること。
 - (4) 保育園、幼稚園及び小・中・高等学校との連携に関すること。
 - (5) NPO等各種団体との連携に関すること。
 - (6) 知的財産戦略及び技術移転に関すること。
 - (7) 教育・研究成果の事業化支援に関すること。
 - (8) その他センター長が適当と認めた業務

(組織)

- 第4条 センターに、センター長、副センター長及びセンター員を置く。

(センター長・副センター長)

- 第5条 センター長はセンターを統括する。
2 副センター長は、センター長を助け、運営にあたる。
3 センター長、副センター長は学長が選考し、理事会が任免する。
4 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター員)

- 第6条 センター員は、第3条に定められた業務等の遂行にあたる。
2 センター員は第3条の業務に関連する次の各号の部課に所属する事務職員より、センター長が委嘱する。
- (1) 総務部
 - (2) 学事第1課
 - (3) 学事第2課
 - (4) 研究支援課
 - (5) 教育学部事務室
 - (6) 看護学部事務室
 - (7) 総合学習支援オフィス
 - (8) 学生部
 - (9) 教務部
 - (10) 理工学部事務室
- 3 前項の他、センター長が認めた者をセンター員として委嘱することができる。
4 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部門会)

- 第7条 センターに、専門の事項を審議するため、次の部門会を置く。

- (1) 教育連携部門
 - (2) 地域貢献部門
 - (3) 産学連携・知的財産戦略部門
- 2 部門会の構成員（以下「部門員」という。）には、センター員以外の教職員をあてることができる。
- 3 部門員は所属長の承認を得てセンター長が委嘱する。
- 4 部門会に部門長を置く。部門長は、部門員の中からセンター長が指名する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会がこれを行う。

（事務組織）

第9条 センターの事務は、リエゾンオフィスが担当する。